粗い鉄鋼スラグ及びその混合物	COARSE IRON AND STEEL SLAG AND ITS MIXTURE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
コークス（石炭から製造）	COKE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 三　陸揚げ後、積載場所のビルジウェル及び排水口の閉塞物を取り除くこと。
灰ホウ鉱	COLEMANITE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
カッパーグラニュール	COPPER GRANULES	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
カッパーマット	COPPER MATTE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
粉砕されたカーボンアノード	CRUSHED CARBON ANODES	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
氷晶石	CRYOLITE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
リン酸二アンモニウム	DIAMMONIUM PHOSPHATE (D.A.P.)	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 七　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
		九　航海中、積載場所を通風しないこと。 十　航海中、積載場所における結露及び貨物の表面からの水分の発生がないこと並びにハッチから当該場所に水が入らないことを定期的に確認すること。 十一　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
可溶性の乾燥穀類蒸留物	DISTILLERS DRIED GRAINS WITH SOLUBLES	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　船積みは、開放された環境下で行うこと。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　積載場所のハッチは風雨密であること。 八　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
ドロマイト	DOLOMITE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
長石（塊）	FELSPAR LUMP	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
フェロクロム	FERROCHROME	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
フェロクロム（発熱性のもの）	FERROCHROME, exothermic	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。
フェロマンガン	FERROMANGANESE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
フェロニッケル	FERRONICKEL	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
硫酸第一鉄七水和物	FERROUS SULPHATE HEPTAHYDRATE	一　酸化性物質と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　目及び皮膚との接触を避けること。 八　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。